

指定管理者制度に係る共同企業体協定書

(目 的)

第1条 当共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 帯広市民文化ホール管理運営業務（以下「管理業務」という。）

(2) 前号に付帯する事業

(名 称)

第2条 当共同企業体は、共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体は、事務所を に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、 年 月 日に成立し、管理業務の指定期間の満了後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 当該施設の指定管理者となることができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

住 所

商号又は名称

(代表者の名称)

第6条 当企業体は、 を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 当企業体の代表者は、管理業務の履行に関し、当企業体を代表して、その権限を行うことを名義上明らかにした上で、帯広市教育委員会と折衝する権限並びに指定管理者の候補者選定に係る申請書、指定管理業務に係る協定の締結、指定管理料の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資割合は、次のとおりとする。ただし、管理業務について帯広市教育委員会と協定内容の変更があつても、この比率は変えないものとする。

(構成員名) %

(構成員名) %

(構成員名) %

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって、代表者を委員長とする運営委員会を設置し、組織及び編成並びに管理業務の履行に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、管理業務の履行に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、管理業務の履行及び下請契約その他の業務の履行に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第 11 条 当企業体の取引金融機関は、銀行 店とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義により設けられた別口預金口座によって取り引きするものとする。

(決 算)

第 12 条 当企業体は、管理業務の履行の年度又は完了ごとに当該業務について決算するものとする。

(損益の分担)

第 13 条 前条第 1 項の規定による決算の結果、利益又は欠損を生じた場合には、構成員は第 8 条の規定による出資の割合によって利益の配当を受け、又は欠損を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第 14 条 この協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(管理業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第 15 条 構成員は、帯広市教育委員会及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が当該施設を管理運営する期間が満了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち管理業務途中において前項の規定により脱退したものがあつた場合には、帯広市教育委員会の承認がある場合に限り残存構成員が共同連帯して管理業務を履行する。

3 第 1 項の規定により構成員のうち脱退した者があつたときの残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していた出資の割合を残存構成員が有している出資の割合によって分割し、これを第 8 条の規定による割合に加えた割合とする。

4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果、欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかつた場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果、利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(構成員の除名)

第 16 条 当企業体は、構成員のうちいずれかが、管理業務履行途中において重要な義務の不履行その他の除名し得る正当な理由を生じた場合においては、他の構成員全員及び帯広市教育委員会の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

2 前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

3 第 1 項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(管理業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 構成員のうちいずれかが管理業務履行途中において破産又は解散した場合には、第 15 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 18 条 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなつた場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び帯広市教育委員会の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の契約不適合責任)

第 19 条 当企業体が解散した後においても、管理業務につき契約不適合があつたときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 20 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書 通を作成し、各構成員が記名押印のうえ各自が所持するとともに 1 通を帯広市教育委員会教育長に提出する。

年 月 日

共同企業体の名称

共同企業体

代表者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

構成員 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印